

令和元年度 林業分野における新技術推進対策事業費補助金 森林づくりへの異分野技術導入・実証事業（異分野技術導入・実証）FAQ

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
1	事業の背景と目的	P4	森林づくりの定義は何ですか。	森林を健全に保つために必要な活動に関連する分野を指します。 例えば、苗木生産、造林、下刈り、間伐等（主伐を除く）、天然更新を前提とした更新伐、種子散布等、それらを効率的に行うための路網整備、鳥獣害対策、その他情報整備等があります。	4月14日
2	事業の背景と目的	P4	異分野技術等とは何ですか。	本事業では、現時点で森林づくり分野にて実用化していない独自の技術・ノウハウ・ビジネスモデル（アイデア段階のものを含む）を異分野技術等と定義しています。 判断に迷われる場合は、SIIまでお問合せ下さい。	4月14日
3	事業の背景と目的	P4	森林づくりの課題例に記載されている課題を解決するための事業でなければなりませんか。	森林づくりの分野における課題を解決するための事業であれば特に縛りはありません。公募要領には造林分野の整理の一例として記載しております。 判断に迷われる場合は、SIIまでお問合せ下さい。	4月14日
4	事業内容	P5	補助事業者の法人形態に制限はありますか。	特に制限はありません。	4月14日
5	事業内容	P5	交付申請時には会社設立・法人登記が間に合わない可能性があります。	近日中に法人設立・登記が完了する見込みがある場合に限り、申請が可能です。当該申請が採択された場合、法人登記完了後に改めて交付申請・交付決定の手続きをしたうえで、事業開始となります。 その場合は、登記完了時期の見込み等を予めSIIに相談し、申請に関する指示を受けてください。	4月14日
6	事業内容	P5	これから法人を設立する予定でも申請できますか。	交付申請時点で会社設立・法人登記が完了していれば問題ありません。但し、資金調達状況は審査の対象となりますので、キャッシュフロー報告書により補助事業を遂行できる財務状況であること、または具体的な資金調達計画があることを説明してください。	4月14日
7	事業内容	P5	同一企業が複数案件を申請することは可能ですか。	複数申請は可能ですが、類型、取り組み森林づくりの課題のバランスを考慮し、補助事業者を決定します。	4月14日
8	事業内容	P6	試作に向けて必要な設備の提供については、他社の工場（生産設備）を使用する予定。この場合、コンソーシアム申請や共同申請をする必要がありますか。	本事業において、工場側が補助対象経費を計上しない場合は、必ずしもコンソーシアム申請や共同申請をする必要はありません。当該工場との連携内容を、補助事業概要説明書内で説明してください。	4月14日
9	事業内容	P7	他の補助金との併用は可能ですか。	同一の費用に対して、本補助金と国からの他の補助金の併用はできません（公募要領P7参照）。 一方、同一製品の開発において、費用を明確に切り分けることができる場合、例えば、本補助金でモジュールXの開発、別の国庫補助金でモジュールYを開発し、モジュールX Yを組合わせて製品Aを量産する…という計画であれば、併用可能です。	4月14日
10	事業内容	P7	申請金額に下限は設定されていますか。	特に設定はありませんが、当該事業の審査項目（公募要領P16参照）に対して、十分な活動が行うことができるかどうかは審査対象となります。	4月14日
11	事業内容	P7	補助事業期間はいつまでになりますか。	SIIより通知を受けた交付決定日を事業開始日とし、事業完了日は2021年2月15日（月）を最長とし、補助対象事業経費の検収および支払いが全て完了させた日までとなります。	4月14日
12	補助対象経費の考え方	P8	部品・材料が調達後に余ってしまった場合はどうなりますか。	原則として、必要最低限の部品・材料の調達を行っていただき、明らかに余った場合は購入した費用に対して使った分量等で按分して補助対象経費を算出してください。	4月14日
13	補助対象経費の考え方	P9	補助対象経費は税込でしょうか。	税抜を基本としており、消費税等は補助対象外となります。ただし、公募要領P9の「消費税の取り扱いについて」に記載している①～⑦に該当する申請者は、消費税等を補助対象経費に含めることができます。	4月14日
14	補助対象経費の留意点	P9	交付決定後に発注を進める段階で、見積が3者以上から取得できない場合に提出する選定理由は、どのような内容を記載すればよいですか。	①本補助事業実施に際しての必要な仕様 ②発注候補の特徴、及び相見積が取得不能な理由（例えば、QCDS等の観点で説明） ③可能であれば、潜在的な見積候補との比較	4月14日
15	交付申請	P13	費用の内訳が交付申請時点で明確ではない場合、想定で申請したうえで、事業期間中に変更してもいいですか。	申請時点では少なくとも事業の実施内容は明確にしたうえで、当該金額が必要な根拠を示す説明書を作成してください。 また、申請時点で事業内容の変更可能性が見込まれる場合は、補助事業概要説明書（別添3）7の項目において、その変更があり得る範囲について言及しておいてください。 交付決定後、上記を超える実施内容の変更は、「変更等承認申請書」の申請及び承認が必要となる場合があります。	4月14日
16	交付申請	P13	見積書はどの程度詳細なものが必要ですか。	交付申請時点で詳細が分からない場合は、概算見積もりや申請者による想定根拠等でも構いませんが、交付決定後、補助対象経費として申請する実際の発注時には、仕様等との対応が内訳等によって分かるものを必ず取得してください。	4月14日
17	交付申請	P13	見積書は過去に取得したものでいいですか。	交付申請時点で提出を求める「支出計画の根拠がわかる資料」としては過去に取得したもので構いませんが、補助対象経費として申請する実際の発注時には、本事業に係る見積を必ず交付決定後に改めて取得するようにしてください。 ※交付決定前に注文・発注された費用は補助対象外となりますのでご注意ください。	4月14日
18	交付申請	P13	起業してまだ1年経っていないため、財務諸表が提出できません。	直近の会計年度が無い場合は、別添5により直近のキャッシュフロー、および本事業期間中の資金調達計画を報告してください。	4月14日

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
19	申請方法	P14 P15	新型コロナウイルス感染症対策の一環で、在宅勤務が続いており、押印書類の用意が難しい。	電子ファイルを公募要領P15に記載の提出先へメールで送付していただき、その際にご用意ができない事情があればご相談ください。個別に対応方法を検討します。	4月14日
20	審査	P16	申請する事業において、サービス・製品の実用化までの期限は設定しなければなりませんか。	明確な期限設定は必要ありませんが、事業の実現可能性という点において、当該事業の審査の対象となります（公募要領P16参照）。	4月14日
21	補助事業の開始～完了	P18	提出する申請書類は公開されますか。	申請書類は公開されません。 但し、採択された場合は、会社名・事業概要については原則全社公開を予定しており、適宜SIIが実施する広報活動等の協力を依頼することがあります。	4月14日